

平成24年度判事補海外留学研究員報告書簡（第9回）

氏名 田 中 い る 奈	所属庁・官職 鹿児島地方裁判所判事補	派遣先 英 国
提出書面 平成26年4月15日付け報告書簡（第9回）		
報告期間中の日程の概略 大学院本コース （平成26年3月16日～同年4月15日）		
キーワード欄 2学期の終了及びその後の研究状況 英国査証申請に関する制度変更について		

平成26年4月15日

最高裁判所事務総局秘書課長 様

平成24年度行政官長期在外研究員

鹿児島地方裁判所判事補 田中いゑ奈

拝啓 陽春の候、時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、小職においては、第8回報告に引き続き、エディンバラ大学におきまして修士課程(LLM)に在籍しておりますところ、報告期間中、特にご報告すべきことは以下のとおりでございます。

第1 2学期の終了及びその後の研究状況

本報告期間の前半(3月28日まで)をもって、2学期が終了いたしました。2学期の履修状況につきましては、概ね第7回及び第8回報告書簡においてご報告申し上げたとおりです。

小職が2学期(平成26年1月～3月)に履修しておりました3科目につきましては、いずれもessayによって成績評価がなされることとなっております。そのため、2学期終了後、提出期限である平成26年4月22日までの期間は、essay作成に当てられておりますので、その旨ご報告いたします。

1 Gender, Crime and Criminal Justice – 5000 words

本科目は、いくつかの犯罪類型においてジェンダーの果たす役割に着目するもので、本essayの点数のみで成績評価がなされます。設問は、3問のうち1問を選択する方式でしたが、うち1問が法制度の在り方について論じる汎用性のある内容であり、スコットランドにおける特定の刑事政策について問う他の2問に比べ、在外研究の目的に沿うと思われたため、これを選択しております。

2 Sexual Offending and the Law – 5000 words

本科目は、性犯罪の諸問題について扱うもので、2学期半ばの1500 words の essay の点数の20%と、本 essay の点数の80%の総合が成績評価となります。設問は、3問のうち1問を選択する方式でしたが、うち1問が法制度の在り方を問うもので、日本の刑法理論にも共通する論点も扱えるものであったため、これを選択しております。

3 International and European Human Rights Law – 6000 words

本科目は、国際人権法を扱うもので通年科目であり、クリスマス休暇明けに提出した essay の点数の40%と、本 essay の点数の60%の総合が成績評価となります。本 essay の設問は3問のうちから1問を選択して解答する方式で、いずれも授業で扱った事例に言及するよう求めつつも、設問の内容としては、いずれも近年の人権の発展を俯瞰するような広範かつ一般的な議論を求めるものでした。

4 Dissertation

上記3科目の履修に加え、dissertation（学位論文）の作成指導が進んでおり、本報告期間中の3月28日に、論文の指導教官との初回のミーティングを行っております。

第2 英国査証申請に関する制度変更について（4月17日追記）

英国内務省（Home Office）は、4月17日、学生査証（Tier 4）の語学能力証明として、TOEIC 及び TOEFL を承認しない旨発表しました。これは、BBC の報道番組が TOEIC の下請け業者による組織的不正を報道したことを受け、英国内務省が、TOEIC/TOEFL を運営する米国非営利団体 ETS との契約を更新しないことを決定したためだと言われております。これにより、日本国内で査証申請を目的とした語学試験を受験する場合、これまでよりも不便が多くなることが予想されます（例えば IELTS の場合、受験会場がごく一部の大都市に限られ、試験の頻度も TOEFL に比して少なく、試験日程も2日間にわたります。）。裁判官の英国派遣への影響としては、元々ほとんどの人事院長期在外研究員が IELTS を受験していることから直接の影響は少ないのではないかと考えられます。ただし、IELTS は受験者数の制限が厳しく、これまでも事前の受験予約が満席になることが多かったことからすると、これまでよりも IELTS の受験希望者が増加した場合、IELTS の受験がより困難になることが懸念されます。

敬具

平成24年度判事補海外留学研究員報告書簡（第10回）

氏名 田 中 い る 奈	所属庁・官職 鹿児島地方裁判所判事補	派遣先 英 国
提出書面 平成26年5月15日付け報告書簡（第10回）		
報告期間中の日程の概略 大学院本コース （平成26年4月16日～同年5月15日）		
キーワード欄 研究状況 欧州司法裁判所訪問		

平成26年5月15日

最高裁判所事務総局秘書課長 様

平成24年度行政官長期在外研究員

鹿児島地方裁判所判事補 田中いゑ奈

拝啓 新緑の候、時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、小職においては、第9回報告に引き続き、エディンバラ大学におきまして修士課程（LLM）に在籍しておりますところ、報告期間中、特にご報告すべきことは以下のとおりでございます。

第1 研究状況

前報告期間に引き続き、2学期に履修した3科目について、成績評価にかかる essay を作成し、4月22日に提出いたしました。その後は、修士論文（dissertation）の作成期間に入りましたので、5月後半の論文指導官とのミーティングに向けて、リサーチ及びアウトラインの作成に従事しております。リサーチに当たり、ロンドンの Institute of Advanced Legal Studies への出張なども行っております。

第2 欧州司法裁判所の訪問

本報告期間である5月14日に、ルクセンブルク大公国に所在する欧州司法裁判所（2009年のリスボン条約発効後の正式名称は欧州連合司法裁判所）を訪問いたしました。その概要は、参加判事補及び書記官の連名で秘書課宛てに提出しております報告書に譲りますが、それに加えて、小職が人事院に提出しておりました調査事項との関係での報告がございますので、以下転載いたします。

今回傍聴した事件は、ドイツの連邦最高裁判所からの先決付託事件である。先決付託事件とは、EU法の効果的かつ統一的な適用の観点から、加盟国の国内裁判所が、当該加盟国の国内法がEU法に適合しているかの確認を求めて照会を行い、欧州司法裁判所が意見を下すという、欧州司法裁判所に固有の制度である。当該制度は、欧州連合加盟国の憲法裁判所による固有の司法審査と、欧州司法裁判所の機能との関係において、非常に大きな位置を占め

ており、近時では、本年2月に、ドイツの連邦最高裁判所が、欧州中央銀行の金融政策である新国債買い切りプログラム（OMT）の是非について、欧州司法裁判所に付託した事案が記憶に新しい。

先決付託事件制度の特に際立った特徴としては、他の国際司法機関における勧告的意見（例えば国際司法裁判所の Advisory Opinion）とは異なり、ある事項に対して先行判決がなされた場合には、照会を行った当該国裁判所が右に従うだけでなく、他の加盟国においても同様の事項について拘束されることとなるという重大な効力を有する点である。この点については、今回懇談した[]も、欧州司法裁判所の影響力の大きさとして、特に重視されているようであった。

この先行判決の有する効力に鑑み、国内裁判所から照会を受けた場合、欧州司法裁判所は全加盟国及び欧州関係機関に通報し、当事者、加盟国及び欧州関係機関は、それぞれ意見書の提出及び審理への参加が可能とされている。今回の傍聴事件の最後の主張国はノルウェーであったが、ノルウェーはEU加盟国ではないものの、欧州経済領域（EEA）加盟国に関する欧州司法裁判所規定96条1項eに基づいて、本事件に参加しており、欧州における重疊的な機構や協力枠組みの中で要となる司法判断を司る欧州司法裁判所の重大な役割を表しているといえよう。

一方、このような欧州司法裁判所の権能及び影響力の大きさは、ともすれば欧州連合加盟国における近時の欧州連合懐疑論にも大きな影響を与えることとなる。特に、当職の派遣先である英国では、本年4月のF T T（EU加盟国11か国における金融取引税）に関する判断などの欧州司法裁判所の判断に対し、欧州連合及びユーロ圏寄りであるとの批判が高まっている。今回懇談に応じていただいた[]は、上記F T Tの事案において首席判事を務めていたこともあり、当職としては、欧州司法裁判所への事件申立て及び照会の状況や、その事実上の影響力を踏まえて、司法機関としての役割について意見を求めることを一つの目的としていたが、[]ご自身の談話が長時間に及び、質疑応答に時間を割いていただけなかったのが残念であった。法律専門職である[]氏との質疑応答では、欧州司法裁判所の判断が法的側面に特化したものであることを強調されていたものの、先のOMTやこのF T Tに関する事件の係属、それに対する政治及び市場の議論状況に照らすと、欧州司法裁判所が結果的に担うこととなる政治経済的側面は無視できないと思われる。

敬具